

令和3年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和3年9月16日（木） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 77号 市道路線の認定について
議第 78号 市道路線の変更について
議第 79号 市道路線の廃止について
議第 96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について
議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1番 姫 路 敏 君	2番 山 田 勉 君
3番 大 滝 国 吉 君	4番 菅 井 晋 一 君
5番 尾 形 修 平 君	6番 川 村 敏 晴 君
7番 川 崎 健 二 君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（4名）

富 樫 雅 男 君	高 田 晃 君	小 杉 武 仁 君
渡 辺 昌 君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
建 設 課 長	伊与部 善 久 君
同 課 整 備 室 長	須 貝 民 雄 君
同 課 管 理 室 長	本 間 孝 幸 君
同 課 管 理 室 係 長	矢 部 和 貴 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 長	小 池 一 栄 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	淺 野 宏 君
同 課 都 市 政 策 室 長	風 間 貴 志 君
上 下 水 道 課 長	山 田 知 行 君
同 課 経 営 企 画 室 長	長 谷 部 淳 君
同 課 経 営 企 画 室 主 幹	林 奈 美 君
同 課 経 営 企 画 室 係 長	岩 澤 千 聡 君
同 課 業 務 室 長	東 敏 之 君
同 課 業 務 室 副 参 事	齋 藤 俊 則 君
同 課 工 事 管 理 室 長	小 田 康 隆 君

同課工事管理室副参事	菅原和英君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	斎藤雄一君
朝日支所産業建設課長	加藤泰君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

10 議会事務局職員

局長	長谷部俊一
書記	中山航

(午前 9時58分)

副委員長(川村敏晴君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第15 議第77号 市道路線の認定について及び議第78号 市道路線の変更についての2議案を一括議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長

おはようございます。建設課だが、よろしくお願ひいたす。それでは、議第77号 市道路線の認定についての説明をさせていただくが、本案と次の議第78号については関連があるので、一括して説明をさせていただきたいと思うので、よろしくお願ひいたす。まず、本案は村上市大沢地内において、現在国が進めている日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路の整備に伴って、交差して分断されることになる市道真佳木丸倉線の付け替えにより生じる廃道となる旧道区間について、引き続き市道として管理する必要があるため、新たに市道路線の認定をお願いするものである。なお、市道路線認定における起終点位置、幅員、延長については議案書の別記に記載のとおりであるが、幅員が3.4メートルから6メートル、延長が171.5メートルとなっている。それでは、議件書の市道路線認定説明図を御覧いただきたいと思う。今回認定をお願いいたす路線は、御覧いただいている説明図に示す箇所となるが、従前の市道真佳木丸倉線の起点がそのまま起点となり、日本海沿岸東北自動車道との交点、いわゆるぶつかったところが終点となる。図面の黒丸位置が起点であって、矢印位置が終点となる。次に、議第78号 市道路線の変更についての説明をさせていただく。本案は、村上市大沢地内において、議第77号でも説明をさせていただいたが、日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路と当該市道真佳木丸倉線が交差し、日本海沿岸東北自動車道により分断されて通行することが不可となることから、交差せずとも通行が可能となるように起点位置の変更をお願いするものである。なお、基点位置変更に伴って新たな法線になるが、道路形状のない部分については、国で新しく道路を構築していただくことになっている。路線変更に伴う起終点位置、幅員については別記に記載のとおりだが、延長が2,537.4メートルから2,579.9メートルに変更となり、42.5メートルの延長が増となる。それでは、議件書の市道路線変更説明図を御覧いただきたいと思う。図面上で斜め直線の一点鎖線が日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路の法線となるが、黒丸破線が変更前、黒丸実線が変更後の路線となる。なお、説明が後先となるが、先ほどの議第77号の市道路線の認定については、

この市道路線の変更により生じる旧起点から日沿道とぶつかる部分までが一旦廃道という形になるが、沿線に受益を伴う土地があることから、今後も市道として管理をしていかないといけないということで、新たに市道認定をお願いするものである。以上である。

(質 疑)

尾形 修平 これ78号のほうになると思うのだけれども、右上の拡大図見て、今課長の説明で国土交通省で新たにつけてくれるといった道路、これ既存の部分とぶつかるまで何メートルあるのか、新設道路。

建設 課長 新たに認定するところが171.5メートルで、それより42.5メートル長くなるということなので、これを足した数字で258メートルほどになる。

尾形 修平 これ新たに造るのだけれども、幅員とかは市と協議していると思うけれども、ある程度の幅員取って造るつもりなのだろうか。

建設 課長 最低限現道を確保していただかないといけないので、それについては地元も含めて支所と協議して、幅員を取っていただいている。

尾形 修平 今出ている77号のほうなのだけれども、これ残すのは4号トンネルの工事用道路として使うのか、この道路自体を。4号トンネルの工事用道路としてこの道路を今使うのか。77号、残す部分。

建設 課長 現道については、坑口まで既に真っすぐもう道路ついているので、多分また新たに認定する部分、旧道部分については使わない予定でいると思う。

大滝 国吉 課長、新しくできる道路はいつ頃の完成予定になるの。

(「どこの」と呼ぶ者あり)

大滝 国吉 78号。

建設 課長 今現在もう既に盛土をしていて、トンネル工事、道路交通の関係で奥行く方通れないと悪いということで、既にもう国のほうで構築はしていただいている。

大滝 国吉 では、今もうその旧といえいいか、市道に接続して、新しく認定するほうは止めてあるけれども、今これから延長できるやつはずっとそのまま通れるようになっているわけ。

建設 課長 今現在、道路としてももう盛土ある程度できているので、完全に完成形ではないけれども、通行はできるような形になっている。

山田 勉 大毎から入って、大沢まで行くと集落あるけれども、集約ぐるっと回る形なのか。それとも、突き当たる・・・

(「全然違う」と呼ぶ者あり)

山田 勉 全然違う。では、集落はどこにあるのか。

(「集落は山の上」と呼ぶ者あり)

山田 勉 山の上。この上だ。その手前のところを曲がるわけだ。

(何事か呼ぶ者あり)

建設 課長 すみません、図面がちっちゃくて申し訳ないけれども、位置図ということなので、口で説明するのが非常に分かりづらいけれども、7号から右に入って、登っていく途中からちょっと下りていくような形でトンネルの新しい坑口のほうに下りていくような形になる。

山田 勉 トンネルの手前へ行くの。トンネルくぐる前に入る。違うかな。

(何事か呼ぶ者あり)

川村副委員長 山田委員、了解だろうか。

山田 勉 いいですよ。

姫路 敏 さっき尾形委員もちょっと質疑していたけれども、78号でいいのだけれども、幅員のほうなのだが、3.3メートルから7.4メートルではないか。3.3メートルというのは非常に狭いよね、まず。これどのぐらいの距離数3.3メートルなんていうのがあるのか。延長は新しいところで2,579.9メートルあって、そのうち3.3メートルなんていうのはどのぐらいの距離ぐらいあるのか。

建設 課長 基本的に幅員は3.3メートルなのだけれども、隅切りしてあるところとか、そういったところが7.4とかちょっと広がっているという形で、基本的には3.3メートル。

姫路 敏 これいずれいろいろの道路関係になってくると、取りあえず市道の認定の最低限のこれはいろいろ事情が、それとはまた違う事情があるのだろうけれども、4メートルということが一般的で、認定の基準としてみれば。そうやって考えてみると、将来的にやっぱり整備する必要性というのは出てくると思うのだが、その解釈はどういうふうに考えているか。

建設 課長 基本的な部分では、委員おっしゃるとおり市道認定については4メートルという基本幅員を持っているけれども、今回の場合には、もう現道ある部分を保障的に造っていただくということで、もともと市道だったところを代替で造っていただくということで、同じものをまず今造っていただくような形で考えていたので、今同幅員ということである。

姫路 敏 また78号だけれども、変わって使わなくなる、使わなくなるというのは語弊あるけれども、市道が変わった部分の市道でない部分になる部分あるよね、点線で。これ一応まずそれは道路として残していくというあれだけれども、どんな整備とさっき言っていたけれども、具体的にちょっと聞かしてくれないか。どういうふうに整備していくのか。それとも、もう全く何もしなくなる、それとも誰かが何かする。

建設 課長 基本的に78号で新たに日沿道と交差しないで造る道路については、国のほうで盛土をして、用地買収をして、造っていただく。残った部分については今も市道のままなので、ただぶつかるところまで一旦路線の変更によって廃道となるので、改めてまたただ市道認定するという形になる。だから、点線の部分の日沿道にぶつかるまでについては現道のままということになる。

姫路 敏 自分勘違いしていたわ。そうすれば、そこはもうまるっきり盛土するから通れなくなるということか。よくちょっと専門的でないけれども、あの・・・

(「隧道」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 隧道というのか、みたいな形で通すような手配は全くしないの。

建設 課長 その辺についても協議をしたけれども、この交差する部分がトンネルのちょうど坑口に当たるということで、ボックスも橋にもできないということで、その前段のところ途中で道路を迂回させてという形で今回考えたものである。

姫路 敏 そんな話は、大沢集落含めその辺の人たちと何か協議とか意見交換しているか。

朝日支所産業建設課長 この道路については、大沢、大毎、関係集落のほうと協議のほうはしている。

姫路 敏 どんな意見出てきた。

朝日支所産業建設課長 高速道路のほうに協力したいというようなことで、了解するというような意見が多数だった。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第77号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16 議第79号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)
建設 課長 それでは、議第79号 市道路線の廃止についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市桃川地内の旧運動広場内にある市道桃川55号を廃止するものであり、既にこの旧運動広場全体を民間に払い下げており、市道としての役目を終えていることから、この市道について廃止をお願いするものである。なお、廃止の路線延長は119.9メートルであり、起点位置については別記に記載のとおりとなるので、御覧いただきたいと思う。なお、図面の黒丸位置が起点であり、矢印位置が終点となる。簡単ではあるが、説明については以上である。

(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第17 議第96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、議第96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算案(第2号)についてご説明をさせていただく。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収支及び支出の補正で、収入において第1款水道事業の収益、第2項営業外収益に1,003万6,000円を追加し、収益的収支の予算を3億4,271万9,000円とし、支出において第1款水道事業費用、第1項営業費用に歳入同額の1,003万6,000円を追加し、収益的収支の予算を3億4,271万9,000円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。収入においては第1款資本的収入、第2項出資金に356万4,000円を追加し、資本的収入の予算を1億9,788万9,000円としている。2Pを御覧ください。支出において第1款資本的支出、第1項建設改良費に歳入同様の356万4,000円を追加し、資本的支出の予算を3億1,274万5,000円とするものである。補正の主な内容といたしては、3Pから4Pの収益的収入及び支出の収入では1款2項1目他会計補助金において水道事業用不足分を一般会計から繰入金である他会計補助金として1,003万6,000円を追加しようとするものである。5Pから6Pの収益的収入及び支出の支出では、1款1項2目配水及び給水費の修繕費において、施設の老朽化の進行により漏水等が多発し、予算執行率が8割を超過したことから、年度内の不足見込額として1,003万6,000円を追加しようとするものである。7Pから8Pの資本的収入及び支出の収入では、1款2項1目出資金において改良事業費不足分を一般会計からの繰入金である支出金として356万4,000円を追加しようとするものである。9Pから10Pの資本的収入及び支出の支出では、1款1項1目改良工事費において、配水池水位計の施設機器に不具合が生じていることから、工事請負費の不足額として356万4,000円を追加しようとするものである。以上、簡易水道会計補正予算案の概要となる。よろしくご審議をお願いいたします。

(質疑)

姫路 敏 ちよっとよく分からないのだけれども、どんな工事するのか。
上下水道課長 収益的収支及び支出のほうは、修繕費になって、先ほどご説明したように8割の執行がなされたので、その補正となる。もう一つ、工事改良については高根の送水ポンプの取替え、高根の浄水池の滅菌器の取替え、あと千縄・荃太配水池水位計の更新の3つになる。

姫路 敏 一般会計からこれは1,003万6,000円を引っ張ってきて、そのうち356万4,000円を高根のほうの修繕に使うと、こういう考え方なのかな。
上下水道課長 いや、どちらも同額一般会計からの補正という形になる。

姫路 敏 そうすれば、一般会計から繰り入れてくるのが1,003万6,000円と356万4,000円の2口で入ってくるということの考え方でよろしいのかな。
上下水道課長 そのとおりだ。

姫路 敏 簡易水道も赤字か。
上下水道課長 簡水については、基準内繰入れ、基準外繰入れをしていただいて、簡水については赤字になっている。

姫路 敏 赤字なのか。
上下水道課長 すみません、言い方がおかしかった。基準内繰入れと基準外繰入れを入れていただいて、経営をしている。

姫路 敏 そうすれば、取りあえずは今回一般会計から繰り入れないと物できないという考え

上下水道課長 方。
基準内繰入れ、基準外繰入れを入れていただいて経営をしているので、繰り入れないと経営できないという形になっている。

姫路 敏 一般会計から繰り入れるのはこれでどのぐらいになる、今年度。今年度なのだな、これは補正だから。

川村副委員長 繰入額累計ということだね。

上下水道課長 すみません、ちょっとお待ちください。

経営企画室長 合計で2億8,049万6,000円の予算額となる。

姫路 敏 これは当初予算のやつかな、金額に今のをプラスした金額かな。

経営企画室長 そのとおりだ。

姫路 敏 当初予算で組まれる簡易水道への繰出金になるか、一般会計では。こっちは繰入金は、一括で年度の最初で執行されるのか。それとも、何回かに分けて執行されるのか。

経営企画室長 我々の資金繰りの関係があって、一番資金を支出するのは9月と3月の償還の時期であって、ほかに工事費の支払いであるとか、そういったことを見越した上で何回かに分けて入れていただくこととしている。

姫路 敏 すると、何回かに分けて簡易水道のほうに入ってくるのであれば、それであと一番最後でいいのではないか、これは。そういうわけではないのか。お金に色ついていないから。

経営企画室長 冒頭申し上げたとおり財布が別になるのだ、一般会計とは。なので、現金を持っていないと我々歳出の執行ができないものだから、9月の償還時期にいっぱい必要だとか、そういったのを見越してお金を入れてもらっているという状況になる。

姫路 敏 分かったふりいたして、分かった。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第18 議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、引き続き第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書により概要を説明させていただきたいと思う。1Pから4Pをまず御覧ください。こちらは決算報告書で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の款項ごとに予算額、決算額、不用額等が記載されていて、数値の読み上げは省略させていただく。なお、3P、4Pを御覧ください。下段にあるとおり、資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,027万2,769円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,441万1,885円、当年

度分損益勘定留保資金4億3,455万9,273円、建設改良積立金7,130万1,611円で補填した。5Pを御覧ください。こちらは損益計算書、令和2年度における水道事業経営成績を表示している。当年度の純利益は、下から4行目の記載のとおり7,871万9,745円となった。これに前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は1億5,072万4,390円となる。6P、7Pを御覧ください。こちらは剰余金計算書、令和2年度における剰余金の増減を表示している。8Pを御覧ください。こちらは剰余金処分計算書(案)、先ほどの6、7Pの剰余金計算書の当年度未処分利益剰余金の処分(案)を示している。減債積立金の積立てに4,000万円、建設改良積立金の積立てに3,900万円、自己資金への組入れに7,130万1,611円、それらによる処分後の残高42万2,779円を繰越利益剰余金として処分する案といたした。9Pを御覧ください。こちらはキャッシュ・フロー計算書、令和2年度の現金の流れを活動区分別に表示している。令和2年度の資金期末残高は、一番下の行に示したとおり8億4,056万3,980円となる。10P、11Pを御覧ください。こちらは貸借対照表、令和2年度末時点における上下水道事業が保有する全ての資産、負債及び資金を表示している。令和2年度末の資産合計は148億8,636万9,138円、負債合計は88億712万1,207円、資本合計は60億7,924万7,931円となっている。14Pから21Pは、令和2年度上水道の事業報告書となって、業務量、工事内容、収支状況等を表示している。まず、14Pを御覧ください。(イ)の業務量についてだが、人口減少の影響などにより給水戸数、給水人口、有収水量が相関的に減少したが、配水量については、有収水量との算定期間のずれにより配水量だけが大雪の影響を受けた形となり、昨年度に比べ増加している。次の(ロ)の建設改良工事において、令和2年度の主なものについては村上総合病院移転新築の関連事業となる。県施工の県道岩船港線・松山バイパス整備に合わせて配水管を建設したほか、老朽管更新工事を計画的に実施いたした。また、水道施設の一元管理による業務の効率化、災害対応への迅速化を図るために朝日地区中央監視装置の改修を行っている。ソフト面においては、新型コロナウイルスの影響により作業停滞もあったが、3年目となる水道台帳システム構築の事業を行った。続いて、19Pを御覧ください。収支における主なものをご説明いたす。まずは、収入の主なものとして給水収益だが、昨年度と比較して1,368万7,583円の減少、これは給水人口の減少や大口使用者の使用量の減少が主な原因となる。続いて、費用だが、配水及び給水費、これは配水池、配水管、その他浄水の配水に係る設備及び給水装置に附属する揚水機その他の設備の維持及び作業に要する費用で、支出済額が9,773万4,911円となっている。昨年度と比較し1,156万5,697円の増加となっており、委託料、修繕費の増加が主な原因となっている。総係費、これは上下水道事業活動全般に関連する費用で、支出済額1億2,085万15円となっている。昨年度と比較し、2,380万1,640円の減少となっている。人件費の減少が主な原因だ。人件費の内容といたしては、令和元年度が13人の支出だったが、令和2年度は11人分の支出となっている。次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債に係る利息で、支出済額8,552万6,755円、昨年度と比較しても661万7,317円減少いたした。次に、22Pから27Pは収益費用明細書で、税抜きで表示しており、5Pの損益計算書の明細となっている。28P、29Pは固定資産の明細、30Pからは企業債の明細を記載している。以上が上水道事業会計決算の概要説明となる。よろしく願いいたす。

(委員長、副委員長と交代)

川崎委員長 すみません、遅れて。

(質 疑)

- 姫路 敏 5ページの損益計算書なのだが、4番の営業外費用の8,552万6,755円というのは、企業債の利息だかね、これ。
- 上下水道課長 そのとおりである。
- 姫路 敏 企業債、一番裏側、36Pの今までずっとやってきた中で88億1,468万円、全体で借り入れてきて、今54億423万円か、となっている。また、企業債の返還の最終、今のところ一番遠いところで令和43年というから、40年ぐらいだね。私は生きていないと思うけれども、こういった具合でもう延々脈々とこれだけの借り入れては返していくようなことを続けていくわけだけれども、これ政府系融資の資金から調達しているけれども、これは政府系の融資資金のところから調達しなければいけないわけか。でも、これだけ長い借入れを起こしてくれる金融機関ないといえはないのだろうかけれども、どうなのだろう、その辺。
- 経営企画室長 当然に政府資金のほうが条件が大変有利で、県等から内示が来るわけだけれども、そちらから優先的に割り当てていただいた結果、そこから借りるということになっている。
- 姫路 敏 11Pのところをちょっと眺めると、3番目の固定負債のところは50億230万円、その下の4番目の流動負債のところは4億192万円、恐らくこの2つを足して起債残高になっているとは思いのだけれども、これ流動負債と固定負債というふうに分けていられるけれども、その要因は何か。
- 経営企画室長 簿記の用語になるけれども、流動という言葉が向こう1年間の間に支出すべきものの負債を表していて、それ以外が固定負債になる。
- 姫路 敏 意味が分からないけれども、もうちょっと具体的に。
- 経営企画室長 向こう1年間、すぐに、すぐにというか、1年の間に払わなければならないものが流動負債と。2年以降、向こう40年だろうか、最長で。そちらの負債については固定負債という扱いとなっている。
- 姫路 敏 そうすれば、今年1年で払うべき負債というのが、この年度の決算だから、この1年間で払うべきものというのは4億192万円だったということの解釈でよろしいかな。
- 経営企画室長 そのとおりである。
- 姫路 敏 それの部分の利息は、8,552万6,755円のうちのどのぐらい占めているか。
- 上下水道課長 ちょっと手元の資料を確認させてもらってからお答えする。すみません、少し時間がかかるみたいなので、次の質問を受けてよろしいだろうか。
- 姫路 敏 分かった。その割合を聞かせてもらいたいと思っているので、ぜひ聞かせてください。それと、あと最終的に今年度の未処理分の部分なのだが、今年度の未処分利益剰余金として1億5,072万4,390円という先ほどの報告があった。これだけ利益が出ているのであれば、水道料金の値下げというところ、例えばコロナ禍で容易でないのであれば、企業関係とのやり取りの中では、これ値下げとか、そういった部分について1年間猶予しているということで来年の10月までか、少しそういう話もあったが、全体的な部分で見て、これだけ利益出しているのであれば、少しは単価を下げるという努力はできないものか。どうなのだろうか。
- 上下水道課長 確かにここの決算上の利益としてはこれだけの額を出しているけれども、それだけ年数、要するに更新の時期を迎えている設備等もたくさんあって、そちらの更新費

用として当然かかってくるものもあるので、そういう形を全部試算して、審議会の中で金額の値上げをしなければならないという決定をしていただいたというところである。

姫路 敏 いや、そうではないだろう。決算というのは、いろんな部分でいろんなのを引いて、支払って、今後のことも考えながら出てきた数字が利益なのだ。利益がこれだけあるということを市民に伝えれば、そんなのだったら値下げせよという話に変わるよ。いいか、1億5,000万円もの利益があって、何で水道料上げなければならないのかの話に変わってくる。その上げなくてもよいという具体的な説明をしていただきたいのよ。これからいろいろと石綿管の工事も替えていかななくてはならない、何々の整備もしていかななくてはいけない、何々もしなければならない、だからお金かかる。そんなことは分かっている。それで、起債を起こしながら運営しているわけだ。ただ、結論からいえば、毎年単年度ずつ引っ張り上げて、蓋を開けてみたら利益が出ているのだ。そういうのであれば、私はその部分についてみれば何%かの値下げを実行するという、これが企業会計ではないの。間違っていること言っているのか、私。

経営企画室長 利益についてなのだけれども、民間の場合は正しくもうけということにつながるのだけれども、我々公営企業の場合は専門用語でいうと公共的必要余剰といって、4条予算で説明したとおり、どうしても4条の予算というのは入が少なく、出が多いということで、その補填財源に充てられるべきものの一つになる。貸借対照表を見ていただければお分かりになるかと思うけれども、資産は確かに純利益でもって築いているのだけれども、では実際にその資産の運用形態、保有形態はどうなのだという事になると、全てが現金ではなくて、固定資産等でも持っているわけだ。だから、料金に直結するというものではなく、限られた現金を積立てして、耐震化等に役立てていくべきであるという状況に今はあるというふうに判断している。

姫路 敏 公営企業の会計システムそのものというのは、利益が出ても還元はできないのだよと。どこに書いてあるの、それ。あなたの言っているの、そうだろう。

経営企画室長 いや、決して還元はできないということではない。この純利益の積み上げによって、資産、また現金であるとか、本当に余剰と見られるような部分が増してくれば、当然に還元して、料金改定等にはつながるのだろうけれども、現段階ではまだその段階ではないなというふうに判断している状況ではある。

姫路 敏 そうしたら、その基準となるあなたが考えている現段階ではなくて、どこまでいったらそれができるのか。どういうふうな形の中でそれが完成するのか。それを具体的に説明してください。

上下水道課長 そういうことも経済的なことも含めて、私どもというのは当然プロではないわけなので、今上下水道の審議会でも経営の部分も一緒に打合せをさせてもらって、今後の水道料金、下水道使用料の在り方を検討しているという形になっている。

姫路 敏 あなた大事なことを今言ったけれども、プロではないと。あなたたちがプロではないければ、誰がプロなのか。市民は素人だ、使う側で。あなたたちはそのプロなのだ。積み重ねなのだ。課長、だから私の言いたいのは、もうちょっと還元できるような考え方を取るべきだろうということを行っているのだ。上水道のとにかく利益が出ているということに関してみれば、疑いのない事実だ。公営企業は、その利益はいろんな部分で、貸借対照表見ても違うところでつながっている。それと、もう一つ分かるのは、説明するのであれば、一般会計からいただいているのではないかと。

一般会計からいただき続けている間に上水道の値段を上げられるわけないだろうと言われれば、それまでなのだ。そうだろう。一般会計から繰り入れてきたものを企業会計の中で精査して、それはなきものとしてと、借入れではないの、そういう一般会計から入ってくるのは、そんなおかしな決算ないだろう。私から見れば、一般会計からいただいているのは借入れではないの。それで公営企業が成り立っているのだったら、上下水道の値段下げれるわけないではないか。何でそう言わないの。説明するとするならば、大事なポイントなのだ。私はそう思っている。だから、それでも利益が出ているのであればある程度は今後考えていかななくてはいけないけれども、公営企業の一番の収益の問題点は、一般会計からの繰入れをいかに少なくするかなのだ。上水道の値段を下げることではないだろうがね。答えを私言っているようなものだけでも、それともう一つは、プロではないという言い方はやめてもらいたい。プロなのよ、おまえさん方はそれでお金もらっているのだから。だから、そういう形の中で公営企業が回していかなければならないということだけは理解してもらいたい。だから、できれば今後先いって、決算を機にして来年度からの一般会計からの繰入れを少し見定めて、どうするべきかを課内でちょっと調整するべきだと思うけれども、いかがか。

上下水道課長 委員の今ご指摘のとおり、私のちょっと言い方も悪かったのだけれども、経営の部分のプロにという意味で言ったつもりだったのだけれども、本当にその辺申し訳なかった。あと今言ったように、一般会計からの繰入れを減らすというのは、私たちの当然使命なので、今年もそうだけれども、この間お示しした配水池の廃止とか、そういうもので電気料を削減したりとか、いろんな高圧受電のやつと変えていったりとか、そういうことで少しでも一般会計の繰入れを減らすように努力を今後もしていきたいと思う。

(自由討議)

姫路 敏 上水道の会計そのものというのは、きちんと整理されていていいとは思う。結論からいうと、利益も相当出ている、公営企業だから利益出て当たり前のところあるが、それを機にして次年度以降なるべく一般会計からの繰入れが少なくて済むような手法でやればベストかなと、こういうふうになっているので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうになっている。そういうふうな気持ちでいるということで終わらせてもらう。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第19 議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、引き続き議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書により概要を説明させていただく。1Pから4Pを御

覧ください。こちらは決算報告書となって、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の款項ごとに予算額、決算額、不用額等が記載されている。上水道事業会計と同様に、数値の読み上げは省略させていただくが、3P、4Pの下段にあるとおり資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,160万2,109円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額374万9,615円、当年度分損益勘定留保資金9,384万3,496円、引継金1,400万8,998円で補填いたした。5Pを御覧ください。こちらは、特例的収入及び支出における決算報告書となっていて、令和2年4月1日からの地方公営企業法適用によって廃止となった旧特別会計に係る未収金または未払金について、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により整理したものとなる。引き継いだ債券による収益は1,452万5,200円、債務に対する支払い額は1,705万7,066円で決算いたした。6Pを御覧ください。こちらは損益計算書、令和2年度における簡易水道事業の経営成績を表示しており、当年度の純利益は下から4行目の記載のとおり15万2,367円となり、法適用初年度であるので、そのままの金額が当年度未処分利益剰余金となった。7P、8Pを御覧ください。こちらは剰余金計算書、令和2年度における剰余金の増減を表示している。一番左の列に示してあるとおり、旧会計から移行された資本金が2億7,424万1,225円、令和2年度の一般会計からの支出が1億833万7,000円、そこに先ほど6Pで説明いたした利益剰余金15万2,367円を加えて、一番右下にある資本合計が3億8,273万592円になる。9Pを御覧ください。剰余金処分計算書(案)だが、8Pにある当年度未処分の利益剰余金はどのように処分するかというもののだが、少額であるため、そのまま未処分とする案といたした。10Pを御覧ください。こちらはキャッシュ・フロー計算書、令和2年度の現金の流れを活動区分別に表示している。令和2年度の資金期末残高は、一番下の行に示したとおり3,426万211円になった。11P、12Pを御覧ください。こちらは貸借対照表、令和2年度末時点における簡易水道事業が保有する全ての資産、債権及び資本を表示している。令和2年度末の資産合計は、12P下段の30億5,841万1,927円、負債の合計は26億7,568万1,335円、資本合計は3億8,273万592円となっている。15Pから20Pは、令和2年度簡易水道の事業報告書となって、業務量、工事内容、収益状況等を示している。まず、15Pを御覧ください。(イ)の業務量についてだが、上水道事業と同様の傾向を示しており、人口減少の影響などにより給水戸数、給水人口、有収水量が相関的に減少したが、配水量については大雪の影響や漏水件数の増加を主な原因として、昨年度に比べ増加している。次の(ロ)の建設改良工事においては、令和2年度の主なものとしては、昨年度に引き続き老朽管更新工事を計画的に実施したほか、上水道事業と併せ朝日地区中央監視装置の改修を行っている。また、停電時や機器異常時の緊急対応体制を整え、安定した給水を確保するために、山北地区において次年度計画に基づき非常通報装置設置工事を実施いたした。続いて、19Pを御覧ください。収支における主なものをご説明いたす。なお、法適用初年度であるので、前年度決算額は空欄となっていることをご了承ください。まず、収入においては法適用に伴って、長期前受金戻入という科目を新たに設け、固定資産の価値減耗についての費用、いわゆる減価償却費に対応する形で収益として計上し、決算額3,598万7,762円となっている。続いて、費用だが、収入と同じく法適用による新たな科目として営業費用の(5)、固定資産の価値減耗費用である減価償却が1億4,337万9,552円、その下の(6)、固定資産の滅失、廃棄などの際に減価償却費として費用化されていない額を除却費として

計上したもので、資産減耗費が6万7,883円となっている。次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債に係る利息で、支出額2,932万6,530円、適用初年度により昨年度金額は記載していないが、昨年度と比較して335万5,442円減少している。次に、21Pから24Pは収益費用明細書で、税抜きで表示しており、6Pの損益計算書の明細となる。25P、26Pは固定資産の明細、27Pから企業債の明細を記載している。以上、簡易水道事業会計決算書の概要説明を終わる。よろしくお願いいたします。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。
（午前11時03分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。
（午前11時14分）

経営企画室長 先ほど姫路委員からのご質問であった上水道事業会計における流動負債の利息の割合なのだけでも、即答できずに申し訳なかった。流動負債4億190万円のものに対する利息としては、7,869万7,112円となっている。1点訂正なのだけでも、こちら貸借対照表上は利息は含まれていないので、元金のみが残高ということになる。以上だ。

姫路 敏 5Pの上水道のところいいかな。いや、後でもいいのだ。ちょっとこの割合だけ聞かせてもらえればいいのだけれども、いいかな。

経営企画室長 また後ほど、すみません、割合お示しいたす。

姫路 敏 そういうのを、分かった。後ででもいいのだ。まともに勉強しているのだ、私はこれをあなたたち以上に。聞かせてください。

経営企画室長 すみません、では後ほど回答させていただく。

（質 疑）

菅井 晋一 16Pなのだけれども、今後の施設整備と財政基盤の強化ということで、なかなか簡水の会計は大変だなというふうに思うが、その3行目か、上水道事業への統合を検討するというふうなことなのだが、ぜひ進めていただきたいと思うのだけれども、どのような計画を考えているか。

上下水道課長 まず、先回お示したように配水池の廃止とかも含めて統合計画を順次進めていこうとはしているところなのだけれども、直近でいえば山辺里と村上の統合、あと神林と村上の統合等も順次進めていく計画にしている。

菅井 晋一 ぜひ早々に動いたほうが健全化のために、上水は非常にうまくやっているの、そうしたほうがいいと思う。ぜひ進めてください。

姫路 敏 これも上水道の小型版といったら失礼な言い方だけれども、一応そういう格好になっているのだろうけれども、取りあえずこれも1つ上水道同じようにして還元というのは一般会計、その辺からの繰入れを少し減らす努力をしながら、それは恐らく何十年もこれ返済を抱えていれば、終わった頃にまた直さなければならぬ、恐らくいつまでもそうはならないのだろうけれども、そういうふうにしてもそういう心構えでやっていってもらいたいと思うが、どうだろうか。

上下水道課長 今委員ご指摘のとおり、まずは修繕費を減らすことが簡水の場合は最重要課題なの

かなというふうに考えている。それで、今山北地区が修繕費の7割ぐらいを現在占めているような形であるので、今年度から来年度に向けてもそうなのだけれども、山北の委託を入れて、改新計画をそこに入れていくということで検討しているので、一日も早い修繕費の抑制が第一かなというふうに今考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第20 議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について、これも別冊になっているが、決算書により概要を説明させていただく。1Pから4Pを御覧ください。上水道事業会計、簡易水道事業会計と同様、決算報告書であって、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、款項ごとに予算額、決算額、不用額等が記載されている。こちらも数値の読み上げは省略させていただく。3P、4Pの下段にあるとおり、資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13億4,289万2,907円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,679万5,423円、当年度分損益勘定留保資金12億2,918万2,606円、引継金8,691万4,878円で補填いたした。5Pを御覧ください。特例的収入及び支出の決算報告であるが、先ほど簡易水道事業と同様に令和2年4月1日から地方公営企業法適用によって廃止となった旧特別会計に係る未収金及び未払金について、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により整理したものとなっている。引継ぎ債権による収益は1億3,022万6,653円、債務に対する支払い額は1億4,766万2,506円で決算いたした。6Pを御覧ください。こちらは損益計算書、令和2年度における下水道事業の経営成績を表示している。当年度の純利益は、下から4行目の記載のとおり253万9,263円となり、法適用初年度であるので、そのままの金額が当年度未処分利益剰余金となった。7P、8Pを御覧ください。こちらは剰余金計算書、令和2年度における剰余金の増減を表示していて、一番左の列に示してあるとおり旧会計から移行された資本金が14億303万6,441円、令和2年度の一般会計からの支出が10億5,058万4,257円、そこに先ほど6Pで説明いたした利益剰余金253万9,263円を加えて、一番右下にある資本合計が30億8,273万1,195円になる。9Pを御覧ください。剰余金の処分計算書（案）だが、8Pにある当年度未処分利益剰余金をどのように処分するかというものだが、簡易水道事業と同様に少額であるため、そのまま未処分とする案といたした。10Pを御覧ください。こちらはキャッシュ・フロー計算書、令和2年度の現金の流れを活動区分ごとに表示している。令和2年度の資金期末残高は、一番下の行に示したとおり3億8,338万9,446円となった。11P、12Pを御覧ください。

こちらは貸借対照表、令和2年度末時点における下水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本を表示している。令和2年度末の資産合計は11P下段、693億5,604万9,712円、12P中段の負債合計は662億7,331万8,517円、下段、資本合計は30億8,273万1,195円となっている。16Pから24Pは令和2年度下水道事業報告書となっていて、業務量、工事内容、収支状況等を表示している。まず、16Pを御覧ください。(イ)の業務量についてだが、水道2事業と同様に人口減少の影響を受け、各指標とも減少傾向にあるが、人口減少以上に接続戸数が増加したため、水洗化率としては1ポイント上昇し、75.8%となった。次の(ロ)の建設改良工事において、公共下水道事業では村上処理区と荒川処理区において汚水管渠整備を行ったほか、下水処理場施設の老朽化、耐震化に対して7か年計画で進めている村上浄化センター改築更新事業において、村上系管理機械棟の建築工事や耐震工事を実施いたした。農業集落排水事業では、老朽化対策として各地区の排水処理区施設の改築更新事業を計画しているが、令和2年度においては高根地区、蒲萄地区、南大平地区において事業を実施いたした。続いて、22Pを御覧ください。収支における主なものをご説明いたします。なお、法適用初年度であるので、簡易水道事業と同様、前年度決算額は空欄となっていることをご了承ください。まず、収入においてはこちらも簡易水道事業と同様、法適用に伴って長期前受金戻入という科目を新たに設けて、減価償却費に対する形で収益として計上し、決算額12億6,288万9,659円となっている。続いて、費用だが、収入と同じく法適用による新たな科目として、営業費用の(7)、固定資産の価値減耗費用である減価償却費が25億7,452万4,507円、その下の(8)、固定資産の除却費として計上したものである資産減耗費が844万315円となっている。次に、営業外費用の(1)、支払利息及び企業債取扱諸費、企業債に係る利息だが、支出済額4億8,839万167円、法適用初年度により前年度金額は記載していないが、昨年度と比較して4,978万1,556円減額となっている。次に、特別損失のその他の特別損失だが、前事業年度の消費税等中間及び確定申告納付額を主な内訳としているが、法適用前の旧会計において消費税等は予算化されていないことから、新たな会計においては未払額金として引き継がず、特別損失に計上して支出したものとなる。次に、25Pから31Pは収益費用明細書で、税抜きで表示しており、6Pの損益計算書の明細となる。32P、33Pは固定資産の明細、34Pから企業債の明細を記載している。以上、下水道事業会計決算書の概要説明を終わる。よろしく願いいたす。

(質 疑)

姫路 敏

16Pなのだが、村上市下水道事業報告書ということで、これ処理区内の人口と、あと水洗化人口ということで75.8%で1ポイント上がったと、これはこれでいいのだろうかけれども、こういった前まではたしか世帯としてやっているのだ。人口で水洗化率ということなのだったのだろうか。何世帯、つなげるということになると1世帯4人の家族もいれば3人もいれば2人もいれば1人もいればいろいろあるのだろうかけれども、どういう勘定しているのだから、これ。

業務 室長

おっしゃるとおり調査するときは接続している世帯をまず最初に調べて、その世帯に何名いらっしゃるかというのを調べて、今は人口で出しているという形だ。

姫路 敏

では、これ世帯でいうとどうなる。換算すると。

上下水道課長

すみません、私の手元にあるのは人口でのやつしか持っていないので、ちょっとお時間いただいていいか。

業務 室長 公共と集排を合わせて世帯でいうと分母になる処理区域内世帯数が2万1,893、分子になる使用世帯数が1万6,077となる。すみません、率でいうと73.4%になる。

姫路 敏 あくまでも人口は人口なのだろうけれども、つなぎ込んでいくときはやっぱりその家庭あるいは企業、いろいろあるけれども、対象となる世帯のほうが分かりやすい、そういう表現で今後やっていくというのは、そういうわけなのだろうけれども、その時その時に聞けばいいではないかという話になるけれども、そういうことであつた。どうなのか、あくまでもこれでいくのか。

業務 室長 一応県に報告していて、それに合わせている。

姫路 敏 県はいつも分かりにくいことしているのだよね、ちなみに。分かった。もう一ついか。14P、これ私前にちらっと話ししたけれども、もう何度も話ししないが、セグメントということで下水道、いろんなものの中で農業集落排水、それと公共とか、あと合併浄化槽、この辺も全部含めてのやり方でやっているのだけれども、これそのものは私は何度も言うけれども、連結というほうがいいのかなと思う。いや、あくまでもこれはセグメントだと、よそもセグメントだというような言い方されればそれで別にこだわることもないのだろうけれども、その辺どういう解釈なさつたか、ちょっと聞きたいのだが。

経営企画室長 姫路委員からのご意見を受けて、我々内部でも検討はしたのだけれども、全国一律に事業ごとにやっぱりセグメントを設けている関係上比較がしやすいということで、このままいかせていただこうということになった。

姫路 敏 分かった。それなりに調べて打合せしたというだけでもいいと思う。あと、最後だけれども、これもやっぱり負債というか、起債の積み重ねで今331億2,783万円という金額を持っている状況で今年度からつながっていくのだろうけれども、これも最終年月なんていうと令和33年、もう30年後というふうな形なのだろうけれども、これはどうしてもまた積み重なっていかなければいけない部分があるのかもしれないが、村上の公共下水道が一番最終的につなぐということが工事が終わるとは思うけれども、これ来年だつたっけ、終わるのは。どうだつた。

上下水道課長 委員ご指摘のように今年度をもって完成するという形にはなっているけれども、細かい市道の路線とかは残っている部分はあるが、それはいろんな条件があつてということだけれども、体制としては今年度で終われる方向では進んでいる。あと、一般会計の繰入れの件も含めてなのだけれども、やはり経営のことについては水洗化をいかに上げていくかということが一番重要な課題というふうに捉えて、下水の場合はあるので、そちらを進めるということが第一かなというふうに考えている。

姫路 敏 おっしゃるとおりだと思ふけれども、世帯でいくとやっぱり少し73.4%で2%ぐらい下がってしまう。あくまでもやっぱり狙いどころはそこだろうなと思うのだ。人口で計算したっておかしな、県がそうせよと言えば仕方ないのだろうけれども、水洗化率をどんどん今後上げていって、そしてつなぎ込みを多くして、恐らくそれでも足りないと思う、経営上は。まさにそういうところをしっかりと見定めて頑張ってもらいたいなと、こういうふうに思うが、副市長、どうだろうか。

副 市 長 市民の生活にとって大事なインフラである。委員おっしゃるように大変な資本投下をしながら維持をしていくわけであるので、市民の皆様方にもその点も十分理解していただきながら、水洗化率に協力をいただくというふうな形で、そのためにも十分なサービスが行き届くように担当課と共に心がけていきたいというふうに思う。

姫路 敏 副市長のところは神林だけれども、ちなみにつないでいるか。

副市長 姫路 敏 おかげさまでつないでいる。

菅井 晋一 上下水道課長 菅井 晋一 神林は今まで高かったのだ、つなげると。しかし、今合併してもう十何年たってきて、また料金の平等ということで始まっているので、神林は今はずなげたほうが得するみたいなところある。だから、それを後押ししてやっていって、神林が水洗化率が至らなかったところあるので、ぜひ音頭を取って、副市長、お願いします。

菅井 晋一 1立方メートル当たりの汚水処理原価とか使用単価って決算書で出てくるか。

上下水道課長 菅井 晋一 すみません、出ていない。監査に・・・ちょっと待ってください。今確認する。

上下水道課長 菅井 晋一 監査委員の意見書にあるのだ。やっぱり決算書にも出てくるべき大事なもののかなというふうに思うけれども、水道は出ているよね、たしか。それで、結局汚水処理原価が188円10銭、使用料単価が142円24銭、要するに販売利益が三角の45円86銭なわけだよね。これだけの赤字なわけだが、これを解消するには何をしているか。

上下水道課長 先ほど姫路委員にもお答えしたけれども、水洗化の推進が一番だし、あと料金統一、今ちょっと6月まで先送りさせていただいたけれども、審議会に答申いただいた料金の改定を6月に進めて、会計の健全化を図っていきたいと考えている。

菅井 晋一 なかなか水洗化率も上がらないのだよね。なかなか、特に町なかなか表に本管があって、裏に水があって、うちの中を下水管通さなければならぬなんてとても難しい状況で、なかなか上がらないし、大変だがなとは思っているけれども、やっぱり経営努力は工夫していかないと大変なことになるのかなというふうに思う。一般会計からは23億6,300万円か、繰出金毎年出ているわけだけれども、この金額というのは基準内繰り出しと基準外の繰り出しあるよね。それは幾らになっているか。

経営企画室主幹 基準内繰入金であるけれども、収益勘定、3条予算のほうの繰入金の基準内といたしては17億3,420万310円となっている。基準外といたしては、2億6,646万円、先ほど3条の一般会計からの繰入金の話であったけれども、4条の出資金にも一般会計からの繰入金を入れてある。その4条の出資金の基準内といたしては1億560万円、基準外といたして9億4,540万円ほどになる。

菅井 晋一 そうすると、基準外の繰り出しは3条が2億6,000万円か、4条が9億円、そうすると12億円ぐらいの、それが結局市民の税金、税金というか、にかかっているわけなのだけれども、これだけのものを毎年出しているというのはやっぱり根本的に考えていかなければならぬかなと思う。そうすると、やっぱり下水道料金を上げるしかないのだろうか。それもやっぱりしっかり、これいつまでもこんなことしておかれないので、下水道料金上げる決断も私は必要だと思うけれども、いかがだろう。

上下水道課長 もちろん今の形ではちょっと下水道料金を上げさせていただく、統一させていただくという形が一番最初に来てしまう形になるのだけれども、当然統合、要するに集排と公共の統合、集排同士の統合も含めて、あとは耐震化して、少しでも長寿命化していくということも含めて進めてまいるので、よろしくをお願いします。

菅井 晋一 なかなか大変だと思うけれども、危機感を持ってやらないととても大変なことになると思う。村上市のそれこそ全体の足引っ張ることになるので、10億円だ、毎年。危機感を持って取り組んでいただきたいと思う。よろしくをお願いします。

尾形 修平 先般我々の委員会で下水処理場の視察させてもらったけれども、村上市、今公共と集排と統合して、そこそこに、それぞれに今処理場を持っているのだけれども、その処理場も結局使用者数が増えても減っても維持管理というのは多分これからずっと継続していくと思うのだ。今菅井委員言われているように、人口の増加が見込めない中でその維持をしていくというのは俺本当に容易ではないと思うのだ。その

辺についての課としての考え方を聞かせてください。

上下水道課長 先ほど菅井委員のご質問にも少し触れさせていただいたけれども、当然人口が減って、すぐ脇に処理場があるようなところについてはもう統合計画に基づいて統合していかなければならない、管路を結べば近くで統合できるところもあるので、それも含めて今の維持管理のことも含めて今後も進めてまいりたいと思う。

尾形 修平 本当に極めていけば水洗化率を上げて、収入を上げていくしかないのだけれども、具体的な取組として今年度1ポイント上がっているけれども、課として本当にこれからはそれを専門しなければならないと私は思っているのだけれども、具体的にどのような取組の方法を考えているか。

上下水道課長 ここ2年間はコロナ禍で、直接お会いできて普及活動ができなかったところもちょっとあって、そしてどういう形でという形で、1件1件まだ接続していないところにお手紙をやったりとか、あと集落を通じてお願いしたりとかというのは続けてはいるけれども、前にやっていたのは当然土日も含めて回ったりとか、夜回ったりとかもしていた時代もあったので、また少し落ち着いたらそういう活動も含めて検討していきたいと思う。

尾形 修平 頑張ってください。終わる。

姫路 敏 さっき2万1,893世帯が分母としてあると。この2万1,893世帯というのは恐らく増やそうと思うよりも、空き家とか出て減っていくのも結構あるだろうね。これの増減というのはどんなか。何戸減って何戸増えたとか。

業務 室長 世帯数だが、前年度と比較すると190減っている。

姫路 敏 何ぼ増えているのだ。いや、増えた、減ったを引き算して190減と。ただ、課長、課長も来年いなくてもいいけれども、その次の人でもいいし、あれなのだけれども、一生懸命1戸ゲットして、1世帯何とかつなぎ込んで、ありがとうございますとやっていっても、190減っていくのだ、去年とおととしの違いで。これは尾形委員も言っているように、本当に容易でないこの減少の中で、しかしながら、それつなげていかないと菅井委員言ったように採算面というのが非常に難しい。これはやっとな来年くらいで全部公共の面の部分は出来上がるわけだから、あと本当つなぎ込みの部分で誠心誠意まずやっていかないと厳しい状態に陥るかと思うので、真剣な対応が必要だなと。副市長、190減っているのだ、一生懸命働きかけていっても、最終的に計算すると。どうだろうか。

副 市 長 人口減少に伴って世帯数も減るといえるのは、これは当然のことかなというふうに思うが、地道な営業活動、これはやっぱり民間に見習いながら、役所といえども企業会計ということであるので、そういった点に今後力を入れながら、一人でも多くの市民の皆様方に利用していただけるように努めていくべきだろうというふうに思うので、職員と共にそういったところをしっかりと意識しながら努めていきたいというふうに思う。ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前11時50分）